

電力中央研究所 次世代育成支援対策行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、引き続き、職員等が仕事と生活を両立させつつ、その能力や経験を十分に活かすことができる職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2018年4月1日から2021年3月31日までの3年間

2. 対象者

職員等（有期雇用者含む）

3. 行動計画

育児支援

性別を問わず誰もが育児支援制度（育児休職、育児のための勤務形態等）を利用しやすい職場環境づくりや職員等のニーズ把握に引き続き努めるとともに、主に以下の項目について展開を図る。

- ① 両立支援に資するより柔軟性の高い勤務制度
- ② 育児休職時の職業能力の維持やスムーズな職場復帰の支援
- ③ 男性の育児休職取得の促進

労働時間の適正化と普通休暇取得の促進

有給休暇取得義務化の動きや、仕事と生活の調和に対する社会的要求の高まりをふまえ、研究・業務の生産性・効率性を維持・向上させる仕組みの検討・実施に引き続き努めるとともに、主に以下の項目の達成に取り組む。

- ① 年度の普通休暇取得日数が5日に満たない人数の割合を3%未満とする

4. その他

次世代育成支援とあわせ、育児ではなく介護を行う職員等の仕事との両立支援にも引き続き取り組むこととし、介護問題への意識付けを目的とした情報提供や個別支援体制の強化（両立支援ケア面談、専門家による個別相談サービス等）、両立支援に資するより柔軟性の高い勤務制度の導入等を検討・実施していく。

以 上